

枕崎市市民会館使用料(市外利用者)

枕崎市・南さつま市・南九州市以外の利用者

令和元年10月1日～

10%の時

			8時30分 ～12時		12時 ～17時		17時 ～22時		8時30分 ～17時		12時 ～22時		8時30分 ～22時	
			規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増	規 定 料 金	商 用 5 割 増
ホ ー ル	入場料を徴収 しない場合	平 日	11,220		16,080		24,090		27,300		40,170		51,390	
		土・日・祝日	13,440		19,300		28,950		32,740		48,250		61,690	
	入場料を徴収 する場合	平 日	22,510		32,170		48,250		54,680		80,420		102,930	
		土・日・祝日	26,970		38,610		57,910		65,580		96,520		123,490	
第1会議室・和室・ホワイエ			1,560	2,340	2,220	3,330	3,300	4,950	3,780	5,670	5,520	8,280	7,080	10,620
第 2 会 議 室			820	1,230	1,230	1,840	1,890	2,830	2,050	3,070	3,120	4,670	3,940	5,900
第3会議室・第4会議室			660	990	900	1,350	1,390	2,080	1,560	2,340	2,290	3,430	2,950	4,420
楽 屋 控 室			1,320	1,980	1,890	2,830	2,880	4,320	3,210	4,810	4,770	7,150	6,090	9,130

○練習又は準備等のため、舞台のみを使用する場合の使用料は、上表に掲げる大ホール使用料(入場料を徴収しない場合)の**3割に相当する額**とする。ただし、開館時間外においての使用料は、1時間2,200円とする。

○使用許可の変更を受けて**使用時間を延長**しようとするときは、**1時間以内**に限ることとし、その使用料は当該使用時間の**使用料の2割相当額**とする。

冷暖房装置使用料

	冷 房			暖 房		
	大ホール	第1・ 和室	左記以外	大ホール	第1・ 和室	左記以外
1時間の使用	4,290	620	310	5,760	830	410
加算額(1時間につき)	2,930	410	210	3,450	410	210

器具使用料時間単位

8時30分	～	12時00分	それぞれ
12時00分	～	17時00分	1回として
17時00分	～	22時00分	徴収

○冷暖房使用時間に**1時間未満の端数があるときは1時間とみなし**、その使用料は1時間当たりの加算額とする。ただし、その端数が**30分を超えないときは30分とみなし**、1時間当たりの**加算額の2分の1の額**とする。

○この表の規定に基づき算定した使用料の額に**10円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる**。